

令和6年 第9回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年9月27日（金） 午後2時00分～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	8 番	永山 明美		
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎
	11 番	下之門 信洋		
	12 番	欠員	13 番	大坪 幸博
	14 番	桑代 純一		
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
	17 番	池田 慎		
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎

4. 欠席委員(1人)

3 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第 60 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 6 議案第 61 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第 62 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日 程 第 8 議案第 63 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 9 議案第 64 号 非農地証明願について
- 日 程 第 10 議案第 65 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日 程 第 11 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦
 農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
 農地係長 神村 洋一 田之上 真一

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 6 年第 9 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添資料の主要行事経過及び予定をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 （諸般の報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、15 番栢川委員、16 番松村委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 9 月 27 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

農地係長 説明致します 3 点からでございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 28 件ございました。

貸人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 27 件です。

貸人主導によるもの 10 件、借人主導によるもの 18 件です。地目の内訳は、田 3 筆 2,932 m²、畑 55 筆 65,170 m²の合計 58 筆 68,102 m²で、潁娃地域 14 件、知覧地域 10 件、川辺地域 4 件です。

5 頁の審議番号 13 まだが、基盤法による解約で、14 番からは農地中間管理事業による解約なので、鹿児島県地域振興公社が転貸人として表示されております

また、備考に「利用集積 賃貸借あり」又は解約の理由の欄に「中間管理への載せ替え」とあるのは、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第 4 「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 15 頁からになります。

今回は新規認定 3 件、再認定 6 件です。新規認定の整理番号 1 番の〇〇〇〇さんは農地の集積・集約化による団地の形成、制度資金や補助金を活用した機械の更新や新規導入などにより経営の安定を図るものです。

整理番号 2 番の〇〇〇〇さんは農地の集積・集約化、アルバイト等による人材確保、新品種の導入や制度資金を活用した機械更新や導入により経営の安定を図るものです。

整理番号 3 番の〇〇〇〇さんも農地の集積・集約化による団地の形成、制度資金や補助金を活用した機械の更新や新規導入などにより経営の安定を図るものです。

再認定 6 件の内訳としましては、お茶の専業 2 件、花きの専業 1 件、甘藷との複合経営 3 件で地域別では、潁娃 3 件、知覧 1 件、川辺 2 件であります。

資料の 18 頁が一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 議案第 60 号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係 説明いたします。

20 ㊦から 28 ㊦の3条所有権移転9件でございます。

譲渡人は大阪府〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は石川県〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田4筆 3,220 m²、畑13筆 24,765 m²の合計17筆 27,985 m²で理由につきましては、規模・経営拡大2件、自作地相互の交換2件、所有者が県外在住・または高齢のため等管理ができないことによる受贈5件です。

10a 当たりの取引価格につきましては、田が146千円、畑が186千円から300千円です。10a 当たりの取引価格の平均としましては、田が146千円、畑が277千円でございます。

地域別では、潁娃地域4件、知覧地域1件、川辺地域4件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び22 ㊦から28 ㊦の調査書、営農計画書、誓約書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

資料20 ㊦1番につきましては、譲受人の〇〇〇〇さんは県外在住であります。この土地の1,112 m²のうち712 m²が畑で残りの土地に住宅が建っており、同時に購入し、許可後分筆をし、10月下旬をめどに移住予定とのことです。また、売買契約もすでに結んでいますが、許可後支払いをするとのことです。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

18番委員 1番の方の説明をもう一度お願いします。

農地係 現在、〇〇県に在住しておりますが、売買契約も既に終わっており、同じ敷地内に平成19年に転用許可を得て建物も建っており、その建物も同時購入して移住定住とのことであります。

18番委員 こちらに来るのか。

農地係 10月下旬をめどに移住予定です。

議長 他に御質問はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第60号「農地法第3条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 60 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 6 議案第 61 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。大隣委員をお願いします。

2 番委員 報告いたします。30 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 32 頁から 37 頁になります。

譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇の畑 90 m²で、〇〇自治会近くに位置します。

申請人は、市内で〇〇を営んでおり、自己所有〇〇施設から出た〇〇〇〇回収大型車が申請地のある交差点を転回無しで右折出来ないため、申請地を取付道隅切り部分として通路利用するものです。

申請地の北側・東側は市道に、南側は畑に、西側は農道に接しています。最高 1.5m 程度の盛土をしますが、よう壁工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照・通風等については、通路として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、桑代委員をお願いします。

14 番委員 報告いたします。30 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 38 頁から 42 頁になります。

借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇の畑、718 m²のうち 350 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の個人であり、借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するものです。申請地の北側・西側・南側は畑に、東側は市道に接しています。最高 0.3m 程度の盛土を行いますが、よう壁工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、污水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、下之門委員をお願いします。

11 番委員 報告いたします。31 頁の審議番号 3 番です。関連資料は 43 頁から 46 頁になります。

借人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。貸人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇の畑 336 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の個人であり、借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するものです。

申請地の北側・西側は宅地に、東側は畑に、南側は市道に接しています。

最高 0.2m程度の盛土を行いますが、土留め工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

また、審議番号 1 番につきましては、現地調査は 8 月に実施していましたが、農振上の区分について県へ確認するために期間を要したことにより総会の上程が今月になったところであります。

所有権移転の審議番号 1 番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

また、農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

次に使用貸借の審議番号 2 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の東側の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

使用貸借の審議番号 3 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 61 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、審議番号 1 番、2 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、審議番号 3 番については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 61 号について、審議番号 1 番、2 番の 2 件は県農業会議へ意見聴取することとし、その他 1 件は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 7 議案第 62 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。49 号をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は指宿市の〇〇〇〇さん、譲受人は顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか 6 件です。

設定面積は、畑 9 筆 11,110 m²理由につきましては、全て規模拡大です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が 231 千円でございます。地域別では顚娃地域 4 件、知覧地域 3 件です。

続きまして、50 号からの「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は指宿市の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田 40 筆 37,855 m²、畑 58 筆 77,070.87 m²の合計 98 筆 114,925.87 m²で、顚娃地域 21 件、知覧地域 25 件、川辺地域 14 件となっております。

続きまして、57 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。設定面積は、田 14 筆 10,423 m²、畑 19 筆 24,605 m²の合計 33 筆 35,028 m²で、顚娃地域 1 件、知覧地域 13 件、川辺地域 5 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 17 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 62 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 62 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

議長 それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 62 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議長 〇〇委員に報告いたします。

議案第 62 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第 8 議案第 63 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 資料は 61 頁になります。

今回の契約開始は R6. 12. 1 開始分 130 件となっています。利用権を設定する者は、大阪府〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は畑 130 筆 190, 118 m²で、額娃地域 103 件、知覧地域 27 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効

率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたしますが、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号に係る案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 次に、日程第 9 議案第 64 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。桑代委員お願いします。

14 番委員 報告いたします。69 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 70 頁から 75 頁になります。

申請人は、東京都〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇の畑 638 m²ほか 12 筆の計 5,040 m²で〇〇自治会近くに位置します。申請人の父が、農地の耕作をしていましたが、平成 12 年頃亡くなり、その後は、耕作する者もおらず、徐々に山林化し、現在に至っています。

①～⑧、⑪～⑬の畑については、杉等の樹木が繁茂し現在に至っています。⑨⑩の畑については、雑木が繁茂し現在に至っています。

農地への復元は著しく困難であり、また県外在住で、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 農地係長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 64 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得な

委員 員 「異議なし」の声あり

議長 長 異議なしと認めます。よって議案第 64 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議長 長 次に、日程第 10 議案第 65 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 76 頁になります。

欠員となっております農地利用最適化推進委員の件につきまして、8 月 31 日に農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催しました結果、77 頁にあります〇〇〇〇さんを候補者として審議を求めるものであります。担当地区は、〇〇地域の〇〇地区になります。

〇〇地区公民館長からの推薦もあり、また、本人も地区公民館長を歴任されており、地域について精通されているところであります。

以上で説明を終わります。

議長 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委員 員 「なし」の声あり

議長 長 質問、御意見がございませんので採決いたします。

議案第 65 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案どおり委嘱することに御異議ございませんか。

委員 員 「異議なし」の声あり

議長 長 異議なしと認めます。

よって議案第 65 号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

これについては、10 月 1 日の発令となります。

議長 長 次に、日程第 11「その他」でございしますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 員 「なし」の声あり

議長 長 ないようでございしますが、事務局は何かありませんか。

農地係 遊休農地調査一連の事務処理について説明

概要：調査結果をシステム入力後、緑区分については意向調査を所有者へ発出し、その結果を再度システムへ反映。

利用状況調査を基に委員へ件数が多い為あっせんを依頼することはないが、問い合わせには対応予定であります。

事務局長 荒廃農地にかかる現地確認及び調整について説明

概要：宅地に隣接する荒廃農地、畑について宅地所有者から相談のケースがある。地元の農業委員等へ還元しますので調整して頂きたい。

農地の貸借に係る言葉について説明

概要：中間管理機構の呼び方として「農地バンク」「バンク」「中間」

「機構」などが使われているが、中間管理機構のことと理解して頂きたい。県は最近「農地バンク」で統一している感はある。

契約は基盤の「相対」、中間の「転貸」、3条、特定農作業受委託、ヤミに分類される。特定農作業受委託は、農地法ではなく民法により権利を保護されている。ヤミは法的に保護されていないので使い分けの説明。

熊本研修でも貸借契約と農作業受委託契約が半々のケースがあり、受委託契約の多い理由は年により作付けの形態が変わる為5年、10年の長期契約が向かないとのことでした。

議 長	その他にありませんか。
事務局長	今後の日程について連絡
農政係長	①会終了後に女性員は打ち合わせ会を行います。 ②「市長と語る会」の意見集約状況について説明
議 長	穎娃地域の遊休農地（石垣）の対策について説明
2 番委員	知覧地域南部地区の遊休農地対策について説明
議 長	その他にありませんか。
委 員	「なし」の声あり
議 長	ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。
	これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和6年第9回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。
事務局長	「一同礼」

閉 会 午後3時17分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 15 番 _____

会議録署名委員 16 番 _____